

いきいき茨城ゆめ国体笠間市売店設置運営要項

1 目的

この要項は、第 74 回国民体育大会笠間市歓迎・接伴基本計画に基づき、いきいき茨城ゆめ国体における売店の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

2 設置場所

設置場所は、原則として各競技会場に設置する。

3 開設期間

開設期間は、各競技会の開催期間中とする。ただし、実行委員会は、実情に応じて開設期間を変更することができる。

4 開設時間

売店の開設時間は、原則として競技開始 1 時間前から競技終了又は閉会行事終了後 30 分までとする。

ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

5 出店数、位置及び規模

出店数及び出店位置は実行委員会が決定し、出店規模は原則として 1 店舗あたり 1 ブース 2 間×3 間のテントとする。

ただし、実行委員会は出店状況等を勘案し、必要に応じて調整を行う場合がある。

6 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) スポーツ用品

(2) 国体記念グッズ

国民体育大会標章又はいきいき茨城ゆめ国体のマスコットを使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本体育協会又はいきいき茨城ゆめ国体・大会実行委員会の使用承認を得ているもの。

(3) 郷土物産品

(4) 飲食物（アルコールを除く）

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規程に基づく適正な表示がなされているもの。

イ 現地調理品

売店において調理する食品は、簡易な調理・加工のみとし、あらかじめ営業施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に加熱調理程度を行うものであること。

(5) 宅配便

(6) その他実行委員会が認めるもの

7 出店者条件

売店の出店者は、次の条件を満たす者とする。

(1) 原則として市内に店舗を有し、申請時に 1 年以上営業を継続していること。

ただし、次に該当するものについては、この限りではない。

ア 第 71 回大会以降の国体及び国体競技別リハーサル大会に出店実績がある者

イ 競技団体等の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者

ウ その他特段の理由により実行委員会が認めた者

- (2) 原則として開催期間中を通して出店すること。
- (3) 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
- (4) 営業店舗が、法令等に違反して過去1年間処分を受けていないこと。
- (5) 申請書提出日時において、笠間市の市税の滞納がないこと。(該当者のみ)
- (6) 出店者の役員等(個人である場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。)が笠間市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員でないこと。また、販売等として暴力団員等を使用又は雇用していないこと。
- (7) 弁当類を販売する者は、「いきいき茨城ゆめ国体笠間市弁当調製施設選考基準」の条件を満たしていること。

8 飲食物販売者条件

保健所での手続きが必要な飲食物販売の出店者については、次の条件を満たす者とする。

- (1) 食品衛生関係法令に規定する営業許可施設の営業許可を受けること。
- (2) 営業店舗が、過去3年間食中毒発生の事故歴がないこと。

9 経費の負担

- (1) 売店の運営に関する経費は出店者が負担する。
- (2) 出店者は売店の設置、撤去等に要する経費相当分として、実行委員会が定める出店料を負担するものとする。
- (3) 前号の規定に関わらず、次のアからウに該当するものについては、出店料を免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書(様式第7号)を提出し、その承認を受けなければならない。
 - ア 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号)に規定する障害者就労施設等
 - イ 公共的目的を持って出店する国又は地方公共団体
 - ウ アからイに掲げるもののほか、実行委員会において特に必要と認めるもの
- (4) 出店者は、指定した期日までに、出店料を別途指定した口座に振り込むこと。手数料は、出店者の負担とする。
- (5) 既納の出店料は、還付しない。ただし、実行委員会が特に必要があると認めた時は、この限りではない。

10 運営設備等

売店出店に伴う設備等の基準は以下のとおりとし、実行委員会が準備する。(ケータリングカーによる出店は除く。)

- (1) テント(2間×3間)1張
- (2) 長机2台
- (3) 椅子4脚

なお、実行委員会準備品以外に必要な物品等は出店者で準備すること。

11 出店者の準備

出店者の募集に関する事項は、各競技団体と調整のうえ、実行委員会が決定する。

12 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに次に掲げる書類を添付したうえで、売店出店申請書(様式第1号)を実行委員会に提出するものとする。

- (1) 出店概要書(様式第2号)
- (2) 売店従事者、搬入車両予定表及び持込備品(様式第3号)

- (3) 誓約書兼承諾書（様式第4号）
- (4) 営業に関する許可申請済書等の写し
- (5) 笠間市税の納税証明書（写しでも可）（該当者のみ）
- (6) 売店責任者及び販売員の本人確認書類（免許証、パスポート、マイナンバーカード等公的機関が発行したもの。）

13 出店者の選定及び許可証の交付

実行委員会は本要項に基づいて出店者の選定を行い、売店の設置目的、来場者のニーズ及び郷土物産品のPR等を考慮し、適当であると認められた者に対して売店許可決定通知書（様式第5号）をもって許可する。

ただし、出店申請者数が各競技会場の予定売店数を超えたときは、当該競技に係る取扱品目の申請者を優先し、これによりがたい時は抽選を行う。

また、実行委員会は出店を許可した者に対し、出店料の納付確認後、売店出店許可証（様式第6号）を交付する。

14 保健所への手続き

随時営業許可を必要とする出店者は、実行委員会から出店者として選定された時は、速やかに保健所に許可申請を行い、受付印が押された許可申請済書の写しを実行委員会へ提出しなければならない。

15 売店監督員

実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員をおくこととし、現場を巡回して本要項に基づき、売店の設置運営等に関する事項を監督するものとする。

16 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従業員の中から売店責任者を定め、売店設置期間中常駐させるものとする。
- (2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理、保管及び販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し従業員の指導に努めなければならない。

17 禁止事項

出店者及び従業員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、または管理運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売すること。
- (4) 許可された品目以外のものを販売すること。
- (5) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、実行委員会が土産品と認めた物はこれを除く。
- (6) 土産品の紹介として、アルコール飲料の試飲を行うこと。
- (7) 拡声器及び音響器具類を使用すること。
- (8) 火器を使用すること。ただし実行委員会が特に認めたものはこれを除く。
- (9) その他、大会運営に支障をきたす行為をすること。

18 遵守事項

出店者及び販売員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会から交付される売店出店許可証を店頭の見やすい位置に提示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日各自で搬出・処理し、常に環境美化に努めること。

- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは提示しないこと。
- (5) 飲食物を販売する売店にあつては、ブース前にゴミ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (6) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が別途交付する通行許可証等を指定された位置に掲示すること。
なお、原則として使用車両は1売店1台とする。
- (7) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (8) 販売員の服装は、清潔な衣服を着用し、実行委員会が交付するIDカードを着用すること。
- (9) 接客にあつては、おもてなしの心で親切・丁寧を心掛けること。
- (10) 飲食物を販売する売店にあつては、食品衛生関係法令上の規程を遵守するとともに保健所の指導に従うこと。
- (11) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず安全確保のため、売店の閉鎖等の指示を出した時には、その指示に従うこと。
- (12) 販売員の変更、追加、削除等があつた場合には、直ちに実行委員会に報告すること。
なお、変更、追加の報告の際には、当該販売員の本人確認書類を添付すること。
- (13) その他、施設管理者、実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。
- (14) 実行委員会が開催する出店者説明会に必ず参加すること。

19 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任で行うものとし、火災・盗難その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

20 事故発生時の対応

売店において、事件若しくは事故が発生したとき、売店責任者は初期対応にあたるとともに、実行委員会に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者若しくは不審物を発見した時は、同様に売店責任者は直ちに実行委員会に報告するとともに、その指示に従うものとする。

21 許可の取り直し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当した時は、売店出店許可を取り消すことが出来るものとする。

なお、この場合において、出店者は実行委員会に対して損害賠償及びすでに納めた出店料の返還を請求することは出来ない。

- (1) この要項及び関係法令に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請または不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実行委員会が売店の運営管理において不相当と認めたとき。

22 損害賠償

出店者（販売員を含む）は、会場内の施設または第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

23 原状回復

出店者は設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状に復し、売店監督員の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行

委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

24 個人情報の取扱い

売店販売員等の個人情報については、実行委員会が売店設置運営のためにのみ使用するものとし、その他の目的には使用しない。また、収集した個人情報は、笠間市個人情報保護条例及び笠間市個人情報保護条例施行規則に準じて取り扱う。

25 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における売店設置運営についても、必要に応じてこの要項を準用する。